

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	270,000
計	270,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成16年9月30日)	提出日現在 発行数(株)(注)1 (平成16年12月22日)	上場証券取引所名(注)2	内容
普通株式	68,363	205,125	ジャスダック証券取引所	
計	68,363	205,125		

(注)1 提出日現在の発行数には、平成16年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を含む)により発行された株式数は、含まれておりません。また、平成16年11月19日付にて株式分割(1株を3株に分割)を実施しております。

(注)2 平成16年12月13日付にて当社株式は従来の日本証券業協会における登録を取消し、同日付で開設された株式会社ジャスダック証券取引所へ上場有価証券として上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成12年2月22日)

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	283(注)1	813(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	166,667(注)1,2	55,556(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成14年3月1日～ 平成17年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 166,667 資本組入額 83,334 (注)1,2	発行価格 55,556 資本組入額 27,778 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。(注)3	同左

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
----------------	---------------------------	----

(注) 1 平成12年6月20日、平成13年8月24日及び平成14年11月15日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。また平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々55,556円、27,778円に調整され、また付与株式数も調整されております。

2 株式分割または株式併合を行った場合、つぎの算式により発行価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- 1) 対象者は、本件新株引受権の行使時において、取締役であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株引受権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- 1) 対象者は、本件新株引受権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)および第3号(休職)の規定に基づき退職した場合、ならびに当社就業規則第17条第3号および第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株引受権を行使することができないものとする。

株主総会の特別決議(平成12年5月31日)

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35(注)1	105(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	166,667(注)1,2	55,556(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成14年9月1日～ 平成17年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 166,667 資本組入額 83,334 (注)1,2	発行価格 55,556 資本組入額 27,778 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	当社と対象従業員との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。 (注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

(注) 1 平成13年8月24日及び平成14年11月15日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。また平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々55,556円、27,778円に調整され、また付与株式数も調整されております。

2 株式分割または株式併合を行った場合、つぎの算式により発行価格を調整し、調整の結果生じる1円未

満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- 1) 対象者は、本件新株引受権の行使時において、取締役であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株引受権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- 1) 対象者は、本件新株引受権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)および第3号(休職)の規定に基づき退職した場合、ならびに当社就業規則第17条第3号および第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株引受権を行使することができないものとする。

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	620	620
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	620(注)1	1,860(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	274,715(注)1,2	91,572(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成15年9月1日～ 平成20年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 274,715 資本組入額 137,358 (注)1,2	発行価格 91,572 資本組入額 45,786 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

(注) 1 平成15年12月1日の第三者割当増資に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。また平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々91,572円、45,786円に調整され、また付与株式数も調整されております。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。

- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)の規定に基づき退職した場合、ならびに当社就業規則第17条第3号および第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,590	1,590
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,590(注)1	4,770(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	550,723(注)1,2	183,575(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日～ 平成21年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 550,723 資本組入額 275,362 (注)1,2	発行価格 183,575 資本組入額 91,788 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

(注) 1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々183,575円、91,788円に調整され、また付与株式数も調整されております。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)の規定に基づき退職した場合、ならびに当社就業規則第17条第3号および第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,600	1,600
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600(注)1	4,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定(注)1,2	未定(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成22年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	未定(注)1,2	未定(注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

- (注) 1 平成16年11月19日付の株式分割により、付与株式数が調整されております。また、平成16年12月3日付にて発行価格、資本組入額は各々172,000円、86,000円で決定されております。
- 2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。
- 3 行使条件は次のとおりであります。
- <付与対象者が取締役の場合>
- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
 - 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
 - 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。
- <付与対象者が従業員の場合>
- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
 - 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)の規定に基づき退職した場合、ならびに当社就業規則第17条第3号および第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
 - 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
 - 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成16年4月1日～ 平成16年9月30日	株 671	株 68,363	千円 74,282	千円 3,230,710	千円 2,349,733	千円 863,389	

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加であります。
資本準備金の減少は、新株予約権の行使による増加額74,282千円と平成16年6月29日開催の定時株主総会における資本準備金減少決議に基づくその他資本剰余金への振替による減少額2,424,016千円の純額であります。

(4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数	平成16年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
堀 主 知 口 パ ー ト	東京都港区南麻布1-1-10	株 9,118	% 13.33
岩 井 陽 介	東京都世田谷区中町1-9-22	3,616	5.28
オムロン株式会社	東京都港区虎ノ門3-4-10	3,600	5.26
オムロンファイナンス株式会社	京都府京都市下京区塩小路通 堀川東入南不動堂町801	3,560	5.20
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,723	3.98
株式会社らうむず	兵庫県宝塚市南口2-12-26	2,510	3.67
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	2,500	3.65
株式会社 I M A G I C A	東京都品川区東五反田2-14-1	2,350	3.43
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2- 10	1,798	2.63
立 石 知 雄	京都府京都市上京区室町通榎木 町下ル大門町256-401	1,428	2.08
計		33,203	48.56

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,363	68,351	
単元未満株式			
発行済株式総数	68,363		
総株主の議決権		68,351	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が12株含まれております。但し、当該株式は議決権の数(個)には含まれておりません。

【自己株式等】

平成16年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成16年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	657,000	697,000	680,000	654,000	542,000	516,000 148,000
最低(円)	417,000	442,000	468,000	445,000	352,000	350,000 122,000

(注) 1. 最高・最低株価は日本証券業協会の公表する株価を記載しております。なお、平成16年12月13日付にて当社株式は従来の日本証券業協会における登録を取消し、同日付で開設された株式会社ジャスダック証券取引所へ上場有価証券として上場しております。

2. 印は、株式分割権利落後の最高・最低株価を示しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。